

防災カタログギフト配布業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

本業務は、地震や風水害などの大規模災害に備え、各家庭における自助の取組を促進するとともに、住民一人ひとりの防災意識の向上を図ることを目的として、防災用品を掲載したカタログギフトを全世帯に配布する。

各世帯が家族構成や生活環境に応じて必要な防災用品を検討することで、防災について考える契機とするとともに、家庭内備蓄の充実を図り、もって地域全体の防災力向上につなげる。

2 対象業務

- (1) 業務内容 仕様書のとおり
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年3月19日（金）まで
- (3) 予算額（委託金額の上限）
22,711,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募資格

応募期限日において、以下のすべての要件を満たしていること。

- (1) 防災カタログギフトの申込方法や防災用品に関する住民からの問い合わせなどに迅速かつ丁寧に対応する必要があるため、おおい町入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、おおい町内に事業所を有する事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始または民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) おおい町から入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (5) おおい町暴力団排除条例（平成23年おおい町条例第24号）第6条に規定する排除対象でないこと。

4 スケジュール

公 募 開 始	令和 8 年 7 月 1 7 日 (金)
質問受付期限	令和 8 年 7 月 2 4 日 (金)
質問回答期日	令和 8 年 7 月 2 7 日 (月)
応募期限	令和 8 年 7 月 2 9 日 (水) 1 7 時
1 次 審 査 (書類審査)	令和 8 年 7 月 3 0 日 (木)
2 次 審 査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和 8 年 8 月 4 日 (火)
審査結果通知	令和 8 年 8 月 5 日 (水)
契約締結	令和 8 年 8 月 1 0 日 (月) 頃

5 応募方法

(1) 応募期限：令和 8 年 7 月 2 9 日 (水) 1 7 時 (必着)

(2) 応募方法：電子データによる提出

※メールで提出する場合、送付先は「bousai@town.ohi.lg.jp」だが、1 通あたりの受信上限サイズは 2 ～ 3 メガバイト程度のため、それを超える場合は分割して送付するか、DVD 等へ書き込んで郵送または持参により提出すること。

(3) 応募書類

①提案書

提案概要を A 4 横判・パワーポイント 2 0 ページ以内で記載し、表紙（別紙様式 1 号）を添付

配布する防災用品カタログの仕様、用品の種類（別添仕様書で規定する要件を満たしているかどうかも含む）、業務実施体制、関連業務実績、スケジュール等を記載すること

②会社概要

③企画提案参加資格誓約書（別紙様式 2 号）

④見積書

仕様書に基づいた業務実施に要する経費及びその他必要とする経費とし、明細等が分かるものとする（様式は自由）。

(4) その他

提出された提案書について、町から内容に関する質問及び補正を命じることがある。

6 応募に関する質問

(1) 方法

質問がある場合は、令和8年7月24日（金）17時までに質問書（別紙様式3号）に質問内容を記載し、E-mailにより提出した後、電話連絡すること。

(2) 回答

質問への回答は、令和8年7月27日（月）までにHPに掲載することにより行う。
ただし、軽微な質問については、口頭等により回答する場合がある。

7 審査方法と審査基準

(1) 審査方法

提出されたすべての応募書類から書面審査による1次審査を実施する。また、1次審査合格者による2次審査として、プレゼンテーション（15分以内）及びヒアリング（10分程度）を行う。

なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

2次審査日 令和8年8月4日（火）

※2次審査は対面にて実施する予定であるが、希望があればWEB方式による実施も可とする。

（２）審査基準

審査にあたっては、以下の基準により評価するので、応募者はこれを踏まえて提案書を作成し、プレゼンテーションを行うこと。

審査事項	審査項目	評価のポイント
提案内容	適合性	企画提案の内容が業務目的を達成できるものとなっているか。
	業務計画	業務達成までのスケジュールが具体的かつ明確に示されているか。
	業務内容	町推奨防災用品（非常用持出袋）は充実したラインナップとなっているか。
		防災用品の種類は多様なニーズに対応できるものとなっているか。
		高齢者等にも注文の仕方がわかりやすいものとなっているか。
		防災に関するコラムの掲載など、防災知識の向上につながるような要素が盛り込まれているか。
		注文期限を過ぎた場合の対応は計画されているか。
町作成の広報チラシや通知文などを同封できるものとなっているか。		
遂行能力	業務実績	関連する業務実績があるか。
	知見	業務に関する専門的な知識を有しているか。
	実施体制	住民からの問い合わせに迅速かつ適切に対応できる等、実施体制は十分であるか。
経済性	見積価格	提案内容に応じた妥当な見積額であるか。

（３）審査結果

１次審査結果は、応募者全員に通知する。

２次審査結果は、２次審査対象者全員に通知する。

※この審査は、応募者の能力や提案内容を評価するために行うものであり、審査の結果委託先候補者に特定されても、提案書の内容をそのまま了承するものではないので留意すること。

8 契約

(1) 契約の相手方の決定方法

審査委員会の審査により、評価が最も高かった応募者を委託先候補に特定する。

なお、審査においては、審査委員の評価の合計点数が一定以上の提案のみを適当な提案として認める。町は、委託先候補者と提案書等の内容を基に、業務履行に必要な具体的な協議を行う。

(2) 契約方法等

町と委託先候補者の協議が整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、地方自治法施行令第167条の2の規定に基づき、随意契約による委託契約を締結する。

(3) 特定結果の無効等

委託先候補者が、契約締結までの間に3の各号のいずれかに該当しないこととなった場合には、町は、業務の委託契約を締結しないことができる。その場合において、町は一切の損害賠償の責めを負わない。

(4) 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合には、町に協議のうえ、その承諾を得るものとする。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 提案に応募する資格がない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所にプロポーザル参加の意思表示、提案書を提出しないとき。

ウ 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。

エ 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

オ 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。

カ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

キ 見積書の金額、住所、氏名、もしくは重要な文書の誤脱、または認識できない見積または金額を訂正した見積をしたとき。

ク その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

10 応募先及び問い合わせ先

(1) 名 称：おおい町防災安全課（担当：下西）

(2) 所在地：〒919-2111 福井県大飯郡おおい町本郷136-1-1

(3) 連絡先：電話 0770-77-4054

E-mail bousai@town.ohi.lg.jp

（土・日・祝日を除く8時30分から17時まで）

11 その他

- (1) 提案書の作成、提出経費は全て提案者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は必要に応じて複写することがあるが、使用は町の内部及び1次審査、2次審査の審査目的に限る。
- (3) 本委託業務に関し、町から受領または閲覧した資料等は、町の了解なく公表または使用してはならない。